

変動金利型・全期間金利優遇型住宅ローン「マイライフプラスα」(JA住宅ローン)

＜ 協同住宅ローン(株)保証 ＞
商品概要説明書

JA遠州中央

平成30年7月2日現在

| 商品名 | JA住宅ローン:新築・購入コース | JA住宅ローン:借換コース | |
|-----------|--|--|-------------------|
| ご利用いただける方 | ○対象となるお客様 ・当JA地区内に在住またはお勤めの方で当JAの組合員の方。 ・新たに組合員になる場合には当JA所定の出資金をお預かりさせていただきます。 | ○お申込み時の年齢が満20歳以上満66歳未満であり ・最終償還時の満年齢が80歳未満の方 ・最終償還時の満年齢が80歳以上の方は同居又は同居予定のお子様(満20歳以上)を連帯債務者とさせていただきます。 | |
| | ○お申込み時の年齢が満20歳以上満66歳未満であり ・最終償還時の満年齢が80歳未満の方 ・最終償還時の満年齢が80歳以上の方は同居又は同居予定のお子様(満20歳以上)を連帯債務者とさせていただきます。 | ○お申込み時の年齢が満20歳以上満66歳未満であり ・最終償還時の満年齢が80歳未満の方 ・最終償還時の満年齢が80歳以上の方は同居又は同居予定のお子様(満20歳以上)を連帯債務者とさせていただきます。 | |
| | ○前年度税込年収額が原則150万円以上ある方。 ○勤続(または営業)年数が1年以上の方。 ○団体信用生命共済に加入できる方。 ○保証会社の保証が受けられる方。 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。 | ○前年度税込年収額が原則150万円以上ある方。 ○勤続(または営業)年数が1年以上の方。 ○団体信用生命共済に加入できる方。 ○保証会社の保証が受けられる方。 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。 ○現在お借入中の住宅ローンが1年以上経過し延滞が発生していないこと。 | |
| 資金使途 | ○ご本人が常時居住するための住宅及び土地を対象とし次のいずれかに該当する場合とします。 ①住宅の新築 ②土地の購入(2年以内に住宅を新築し居住する予定があること) ③新築住宅の購入(土地付住宅および分譲マンションを含む) ④中古住宅の購入(土地付住宅および分譲マンションを含む) ⑤住宅の増改築・改装・補修 | ○ご本人が常時居住するための住宅及び土地を対象とし、現在他金融機関からお借入中の住宅資金の借換資金と借換に伴う諸費用及び借換と合わせた増改築・改装・補修を対象とします。 | |
| 借入金額 | ○10万円以上5,000万円以内(1万円単位) ・ただし、年間元金ご返済額の前年度税込年収に対する割合が当JAの定める範囲内とします。 連帯債務者・連帯保証人がいる場合には税込年収を所定の方法により合算することができます。 年収の合算者は同居の配偶者、又は親、子(満20歳以上)に限ります。 ○原則として所要資金の範囲内をお借入金額の対象とします。 | | |
| 借入期間 | ○3年以上35年以内(1年単位) | ○3年以上35年以内(1年単位) ・ただし現在お借入中の住宅ローンの残存期間内 | |
| 借入利率 | ・変動金利型となります。当JA所定の住宅ローンプライムレートを基準とし、金利軽減措置により最大で年1.40%が全期間軽減されます。また、上限金利としてお借入日から当初10年間:年1.5%、11年目以降:年3.0%を設定します。 ・お借入後の利率は基準日(4月1日及び10月1日)の基準金利により年2回見直しを行います。 | | |
| 返済方法 | ○元利均等月賦返済(お借入金額の50%以内でボーナス併用可) ○元金均等月賦返済(お借入金額の50%以内でボーナス併用可) ※元利均等返済とは、毎回の返済額(元金+利息)が一定金額となる返済方法です。 ※元金均等返済とは、毎回の元金の返済額が一定で、元金残高に応じた利息の返済額が毎回変わるため毎回の返済額(元金+利息)が異なる返済方法です。 | | |
| 担保 | ○原則としてご融資対象物件に第1順位の抵当権を設定登記させていただきます。 ○建物には火災共済(保険)をつけていただき、火災共済(保険)金請求権に第1順位の質権を設定させていただきます。 | | |
| 保証 | ○協同住宅ローン(株)の保証をご利用いただけます。 ・お申込内容により連帯保証人が必要になる場合がございます。 また、年収合算者、担保提供者(物上保証人を除く)につきましては連帯保証人とさせていただきます。 | | |
| 保証料 | ○ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。(保証料率 年0.1%~0.4%) (例) お借入額2,000万円あたりの保証料 | | |
| | お借入期間 | 15年 | 25年 |
| 保証料 | 239,640円~479,280円 | 345,220円~690,440円 | 412,280円~824,560円 |
| 団体信用生命共済 | ○団体信用生命共済にご加入いただけます。 なお、共済掛金は当JAが負担いたします。 | | |

変動金利型・全期間金利優遇型住宅ローン「マイライフプラスα」(JA住宅ローン)
 < 協同住宅ローン(株)保証 >
 商品概要説明書

JA遠州中央

平成30年7月2日現在

| 商品名 | JA住宅ローン:新築・購入コース | JA住宅ローン:借換コース |
|----------------------------|---|---|
| 手数料 | 保証会社 ○事務取扱手数料(消費税込)・・・32,400円 ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の手数料(消費税等含む)が必要です。 ・全額繰上返済の場合・・・10,800円 ・一部繰上返済の場合・・・5,400円 | J A ○事務取扱手数料(消費税込)・・・21,600円 ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の手数料(消費税等含む)が必要です。 ・全額繰上返済の場合・・・54,000円 ・一部繰上返済の場合・・・5,400円 ○ご返済期間終了までの間に、ご返済条件を変更される場合は、5,400円の条件変更手数料(消費税込)が必要です。 |
| | 金利軽減条件 | ○下記お取引(新規及び既往)の組み合わせで最大年1.575%を軽減させていただきます。 ・給与(月10万円以上)振込指定、農産物振込指定、自営業者の売上代金(月10万円以上)振込指定・・・0.4% ・5大公共料金及び携帯電話料金の自動振替のうち3項目以上ご利用・・・0.4% ・TOUKAI-0型、しずおか木の字型、住宅性能表示型、長期優良住宅型の場合・・・0.1% ・JAカード契約者・・・0.5% ・JAネットバンク契約者・・・0.4% ・JAプレミアムカードローン新規契約者・・・0.4% |
| 苦情処理措置 および紛争解決措置 の内容 | ○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店(所)または金融推進部(電話:0538-36-7009)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、静岡県弁護士会あっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です(JAバンク相談所を通じての利用となります。)ので、利用を希望される場合は、上記金融推進部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 | |
| その他 | ○住宅ローン借換にあたりましては過去の返済状況を確認させていただきます。 ○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。 ○審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。 | |